

パ ッ ク 集 金 規 定

1. [パック集金の取扱科目]

このパック集金により取扱う預金は、当座勘定、普通預金とします。

2. [パック集金の利用]

- (1) このパック集金を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ、入金帳とともに当行に引渡してください。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

- (2) 入金袋の引渡しにあたっては、当行所定の入金袋授受簿に、日付・入金袋個数を記入してください。
- (3) 前項の取扱にあたり、現金・証券類は、その場で算定せず、入金袋の個数により受理いたします。

3. [預金への受入処理]

- (1) このパック集金の入金袋内の現金・証券類は、当行が持ち帰ってから算定し、当日営業時間中に当行所定の手続により確認のうえ、指定の預金口座へ受入れます。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が、当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。

4. [鍵 の 保 管 等]

入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

5. [利 用 の 解 約 等]

パック集金の利用は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。

6. [規 定 の 準 用]

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

7. [規 定 の 変 更]

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上